平成２９年（フ）第９６号
富山県高岡市荻布600番地４
債務者　中井　　浩
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第２１６号
山梨県甲府市住吉３丁目３番16号　ベラヴィータ南甲府105、前住所山梨県甲府市住吉３丁目20番４号　サンフラットＪ106
債務者　熊谷真生雄
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５２号
長野市鬼無里1681番地６
債務者　塚田　良男
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
長野市大字南堀311番地１　ラフィネＢ棟102
債務者　川原　　明
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９２号
大津市大萱４丁目11番１－715号
債務者　西條　博美
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５８号
滋賀県栗東市中沢３丁目14番23－101号
債務者　奥谷　竜也
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６８号
大津市瀬田５丁目１番10号リヴィエール瀬田101
債務者　初田　敦子（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６９号
滋賀県栗東市林480番地（Ａ－101号）　栗東ハイツ
債務者　菅原　義一
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７０号
滋賀県栗東市林480番地（Ａ－101号）　栗東ハイツ
債務者　菅原　志乃
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７７号
滋賀県草津市追分２丁目９番６－101号　アルステージ太田
債務者　安藤　麻衣（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９３号
滋賀県彦根市日夏町713番地４
債務者　村上由紀雄
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１０９号
滋賀県蒲生郡日野町大字内池334番地　小泉一郎方、住民票上の住所滋賀県東近江市園町963番地、（住民票上の前住所）滋賀県東近江市栗見出在家町660番地
債務者　森野　悠平
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１３２号
滋賀県東近江市ひばり丘町２番２－103号　市営ひばり丘団地
債務者　三﨑　紀子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第３１１号
兵庫県姫路市岡田156番地５　樹々岡田Ｂ
債務者　長谷川賢一
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２３９号
奈良県生駒市辻町838番地１　フドウハイツ509
債務者　米澤　　茜
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２７６号
奈良県大和郡山市小泉町2815　国立病院機構やまと精神医療センター、住民票上の住所大阪市平野区加美正覚寺３丁目５番30号
債務者　村上こと　南　　陽子
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
奈良地方裁判所